

平成30年第3回北海道議会定例会予算特別委員会（第1分科会）開催状況

開催年月日	平成30年10月3日（水）		
質問者	日本共産党	菊地	葉子委員
答弁者	環境局長	相田	俊一
	循環型社会推進課長	近藤	哲司

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 損壊墓石への対応について</p> <p>はじめに墓石被害への対応についてです。</p> <p>この度の胆振東部地震では、墓石が倒壊するなど、墓地・墓苑においても大きな被害となりました。わが会派が被災地に伺った際にも、大変な被害を目の当たりにしましたし、9月のお彼岸のお参りでは、倒れたお墓を前に、途方に暮れる被災者の様子が報道され、心を痛めたところであります。心配事が一つでも解決されながら、被災後の生活再建に向かえるよう支援が必要と考えまして、以下伺います。</p> <p>（一）墓石等の損壊に対する災害等廃棄物処理事業の適用について</p> <p>中越地震や熊本地震等を経験を経て、墓地・墓苑で倒壊した墓石等についても行政区の補助対象とするよう、この間、共産党の議員が環境省に求め、対象になったと承知しております。お墓のことですから被災者の心情に配慮しながらも今般の災害においては対象となると考えますが、いかがか伺います。</p> <p>（二）災害対策事業の他県と道における実績について</p> <p>2年前の熊本地震においては、実績があると聞いています。道は把握されていますでしょうか。また、本道では、これまでに適用となったことがあるのか、併せて、伺います。</p> <p>（三）市町村への周知について</p> <p>このたびの胆振東部地震では、この事業対象となることを市町村にどのようにお知らせしてきたのか、伺います。</p>	<p>（循環型社会推進課長）</p> <p>墓石等の損壊に対する補助事業についてでございますが、墓石は、祖先の霊を埋葬・供養してきた宗教的感情の対象であり、墓石を除去・廃棄する場合、一般的に、廃棄物として取り扱うことは適当ではないとされております。</p> <p>しかしながら、地震により倒壊した墓石を除去して、廃棄したい旨を、所有者が市町村に申し出た場合は、例外的に、災害廃棄物として、取り扱うことが可能であり、今般の災害におきましても、国の補助事業である「災害等廃棄物処理事業」の活用が、可能であると考えております。</p> <p>（循環型社会推進課長）</p> <p>他県におけます実績についてであります。平成28年に発生しました熊本地震におきましては、熊本県が被災市町村からの相談を受け、損壊した墓石を、災害廃棄物として取り扱うこととし、国の補助事業を活用して、処理が行われたと承知しております。</p> <p>また、本道においては、これまで、「災害等廃棄物処理事業」として、市町村から、墓石の処理に係る補助申請はなかったところであります。</p> <p>（循環型社会推進課長）</p> <p>市町村に対します周知についてであります。道では、去る9月20日と21日の2日間におきまして、被害の大きかった厚真町、安平町、むかわ町並びに札幌市におきまして、国と共同で、「災害等廃棄物処理事業」の補助制度説明会を開催したところであります。</p> <p>この説明会におきまして、被災自治体から、損壊した墓石の処分につきまして、補助制度上の取り扱いに係る相談があり、災害廃棄物として、取り扱うことが可能であり、補助事業の対象となる旨の回答を行ったところであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) 今後の対応について</p> <p>被災された方々が、経済的負担を心配せずに墓地・墓苑の後始末を行い、修復に向かうことが大変重要だと考えるものです。既に問い合わせがあったということですが、市町村に情報提供しながら、配慮の行き届いた対応を求めますが、いかがか伺います。</p> <p>復興に向けて前に進めるよう引き続ききめ細やかな対応を求めて、次に水道施設の強靱化についてお伺いします。</p>	<p>(環境局長)</p> <p>損壊墓石に係る今後の対応についてでございますが、今回の震災により、大切な墓石が倒壊・破損等の被害を受けられたことは、誠にお気の毒でございます、所有者におかれては、大変落胆されているものと推察しているところでございます。</p> <p>先ほどの答弁のとおり、所有者から、被災した墓石の除去・廃棄について申し出を受けた市町村が、災害廃棄物として取り扱うこととした場合には、国の補助事業を活用できるところです。</p> <p>このため、道といたしましては、今後も引き続き、市町村に助言を行いますとともに、関係事業者団体等との調整を図るなどして、適切な取扱いがなされるよう、取り組んでまいります。</p>